

大山町議会請願・陳情書等の取り扱い基準

大山町議会に提出された請願及び陳情について、下記のとおり、取り扱いの基準を定める。

記

1. 請願書及び陳情書の事務局における分類

- (1) 請願書→請願権は国民の基本的権利のひとつでもあることから、所定の要件を具備した請願書について、議長は町民又は町外在住を問わず、大山町会議規則第 92 条の規定により、所管の常任委員会または議会運営委員会（以下「所管の委員会」という。）に付託し、審査を行う。
- (2) 陳情書→定例会の議事日程を決定する議会運営委員会開催の前々日までに到着し、大山町会議規則第 89 条に規定された所定の要件を具備する陳情書は、次のとおり、分類する。
 - ① 郵送・持参を問わず町民から提出された陳情書 ⇒ 所管の委員会に付託する。
 - ② 持参された町外在住者から提出された陳情書 ⇒ 所管の委員会に付託する。
 - ③ 単に郵送された町外在住者又は団体からの陳情書 ⇒ 資料配布の扱いとする。

2. 議長における確認

議長は、事務局の分類により、資料配布の扱いとされた町外在住者又は団体からの陳情書中、住民の福祉及び利益の向上に影響を与えるものがないかどうかの確認を行い、万一ある場合には、所管の委員会に付託する。

3. 議会運営委員会における確認

議会運営委員会は、議長からの諮問により、資料配布の扱いとされた町外在住者又は団体からの陳情書中、所管の委員会に付託すべきものがないか確認を行う。

4. 「資料配布扱い」とされた町外郵送文書の扱い

資料配布扱いとされた陳情書は、全議員に参考資料としてその写しを配布し、陳情者に対しては、その旨を後日報告する。

5. 議員の行動

資料配布扱いとされた陳情書について、議員の判断に基づき、次の方法により発議することができる。

- ① 所管の委員会による発議
- ② 議員提案による意見書発議（2 人以上の賛成者が必要）
- ③ 議員が紹介議員となって請願書として提出（1 人以上）

6. 周知の方法

この基準周知の周知については、次の方法で行う。

- ① 大山町ホームページ
- ② 大山町議会だより

7. 適用日

この取り扱い基準は、平成 21 年 12 月 1 日から適用する。